

31 西 審 使 第 4 号
令和元年5月14日

西東京市長 丸 山 浩 一 様

西東京市使用料等審議会
会 長 米 田 正 巳

西東京市使用料・手数料等の適正化について（答申）

平成31年1月17日付30西企企第220号により諮問のあった西東京市使用料・手数料等の適正化について、本審議会で審議し、その結果を取りまとめたので、次のとおり答申する。

1 はじめに

使用料・手数料の適正化のための取組として、市においては、平成 15 年度に「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定した。その後、原価との乖離の是正や原価計算の算定項目等に関して、平成 19 年度及び平成 27 年度に基本方針を改定し、これを基に使用料・手数料の適正化に取り組んできた。

しかし、本年 10 月に予定されている消費税率改定などの社会経済情勢の変化への対応や市民負担の公平性の観点から、受益者負担のさらなる適正化を図る必要が生じている。

以上のことから、基本方針の改定に向けて、本審議会において使用料・手数料等の適正化について審議を重ねてきたところである。

2 答申

市の財政状況については、昨今の景気の回復基調等に伴う市税収入の伸びが見込まれる一方で、少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化に伴う社会保障関連経費の増加などを背景として、財政の硬直化が進んでいる。

このような状況においても、市が、将来にわたり安定した行財政運営を行い、市民サービスの維持・向上を図っていくためには、社会状況の変化への対応や、今後訪れる公共施設の老朽化に伴う一斉更新等の諸課題に適切に対応していく必要がある。

これらを踏まえた上で、次のとおり答申する。

(1) 受益者負担区分の見直しについて

現行の基本方針では、市が提供するサービスの目的や機能について、公共性や日常生活上の必要性の強弱、民間サービスの有無等から、2つの基準を組み合わせて4つの区分に分類し、その分類ごとに「公費負担」と「受益者負担」の割合を設定している。

市が提供するサービスには、市民の日常生活に必要で、市場では提供されにくいものから、余暇の充実等のため特定の市民が利益を享受するものまで多岐にわたるため、サービスを性質別に分類する現行の考え方は妥当である。

しかしながら、各区分の受益者負担の割合に一定の幅のある現行の4区分による考え方では、人件費、物件費等による行政コストの増加があった場合に、当該増加分を踏まえた原価計算を行っても、なお、従前の区分の範囲内に留まることが多く、結果として、受益者に対する適切な行政コストの転嫁が難しいことが課題となっている。

そこで、受益者負担区分をサービスの性質により9区分に細分化し、それぞれに受益者負担の割合を定めることは、市民負担の公平性の観点からも妥当であると考えられる。

なお、サービスの性質に応じた受益者負担の割合は、【性質別分類表】に示すとおりと考える。

【性質別分類表】

<div style="text-align: center;"> 低 市場性 高 </div>	①	②	③
	受益者負担 50% 公費負担 50%	受益者負担 30% 公費負担 70%	受益者負担 0% 公費負担 100%
	民間事業者によるサービス提供がなく、特定の目的を持った市民が利用するサービス	民間事業者によるサービス提供がなく、市民が多様な目的で利用できるサービス	民間事業者によるサービス提供がなく、市民生活に密着した基礎的なサービス
	④	⑤	⑥
	受益者負担 70% 公費負担 30%	受益者負担 50% 公費負担 50%	受益者負担 30% 公費負担 70%
	民間事業者によるサービス提供が少なく、特定の目的を持った市民が利用するサービス	民間事業者によるサービス提供が少なく、市民が多様な目的で利用できるサービス	民間事業者によるサービス提供が少なく、市民生活に密着した基礎的なサービス
	⑦	⑧	⑨
	受益者負担 100% 公費負担 0%	受益者負担 70% 公費負担 30%	受益者負担 50% 公費負担 50%
	民間事業者でも広く提供されており、特定の目的を持った市民が利用するサービス	民間事業者でも広く提供されており、市民が多様な目的で利用できるサービス	民間事業者でも広く提供されており、市民生活に密着した基礎的なサービス
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">選 択 性</div>	低	

【選択性に関する基準】

区分	性質	例
高	特定の目的を持った市民が利用するサービス	テニスコート・野球場など
中	市民が多様な目的で利用できるサービス	会議室・多目的室など
低	市民生活に密着した基礎的なサービス	図書館など

【市場性に関する基準】

区分	性質	例
高	民間でも広く提供されており、行政と民間が競合するサービス	駐車場など
中	民間では提供されにくく、一定の公共性を有するサービス	会議室など
低	民間では提供されておらず、主として行政が提供すべきサービス	公園など

各サービスの適正価格を求める際には、その施設機能やサービスなどがどの区分に該当するかを明確化したうえで、原価計算することが望ましい。

なお、当該施設の本来目的以外での利用（目的外利用）や本来の利用対象者以外の者が施設を利用する際の受益者負担の割合については、原則として、通常の割合より1区分高い割合を採用することが妥当であるとする。

(2) 原価計算について

サービスの提供に伴う費用を把握するとともに適正価格を算出するための判断材料として、市では統一的な方法で原価計算を行っているが、以下2点の原価計算の考え方を加えることで、行政コストの平準化を図ることが妥当であると考える。

ア 減価償却費の算定にあたり、建物等の取得価格から国・都の補助金等の特定財源を除かないこととする。

イ 施設の配置や利用者（＝施設利用により便益を受ける人）の範囲が、広域レベルや市域レベルにある施設分野については、機能や用途の複合性を踏まえた上でグループ化し、費用算定項目を合算して原価計算を行うこととする。

また、官民連携（PPP）手法により整備される施設であって、市の所有権の有無に関わらず、条例により公の施設として位置づけられるものは、原価計算の対象施設とすることが望ましい。

(3) 指定管理者制度導入施設の取扱いについて

指定管理者により利用料金制を導入する施設は、当該施設に係る条例により利用料金の金額の上限が定められており、利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けた上で定めるものとされている。

今後、新たに指定管理者による利用料金制を導入する施設については、当該施設の特性を適切に判断するとともに、基本方針に基づく原価計算を行い、その上で、利用料金の金額を検証すべきである。

また、すでに利用料金制を導入している施設は、指定管理者の更新時期を見据え、上記に従い、再度、利用料金の金額を検証、見直しの上で、指定管理料全体の算定に努めることが望ましいものとする。

(4) 事務手数料に係る料金改定の基準について

現行の基本方針では、証明書等発行にかかる費用については受益者が100%負担することとなっている。

原価計算結果を条例で定める料金で除した乖離率が1.5倍を超える事務手数料については、原則として料金見直しを検討することが妥当であるとする。